

## 市町村主体

## 国主体

### 子どものための教育・保育給付

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援

#### 施設型給付費

認定こども園 0～5歳

#### 幼保連携型

幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園  
3～5歳

保育所  
0～5歳

私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

#### 地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

### 子育てのための施設等利用給付

新制度の対象とならない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援

#### 施設等利用費

新制度の対象とならない幼稚園

特別支援学校

預かり保育事業

認可外保育施設等

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象

### 地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じた子育て支援

利用者支援事業  
延長保育事業  
実費徴収に係る補足給付を行う事業

多様な事業者の参入促進・能力活用事業

- 放課後児童健全育成事業
- 子育て短期支援事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 病児保育事業
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- 妊婦健診

### 仕事・子育て両立支援事業

仕事と子育ての両立支援

・企業主導型保育事業  
事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成）

・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業  
繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるよう支援

# 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援（案）

多様な事業者の参入促進・能力活用事業（子ども・子育て支援法に規定された地域子ども・子育て支援事業（いわゆる13事業）の1つ）にメニューを追加し、

- ・地方自治体（市町村・特別区）の手上げ
  - ・国で一定の基準を設けるものの地方自治体の裁量を認めることが可能な仕組み
- で実施。

## 1. 支援対象経費

幼児教育・保育の無償化の給付を受けていない、本事業の要件を満たす施設等を利用する満3歳以上の幼児の保護者が支払う利用料：どの施設等でも共通的に徴収している、いわゆる保育料。

## 2. 基準額

対象幼児1人当たり月額 20,000円

ただし、利用する施設等の過去3カ年の平均月額利用料が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料

## 3. 給付方法

市町村等から保護者に直接給付する。

## 4. 対象施設等の基準

【必須】以外は地方の裁量で内容や確認方法等の変更可。その際は、合議制の機関で審議。

職員	<b>職員【必須】</b> 有資格者3分の1以上（幼稚園教諭、保育士、看護師） <b>配置基準</b> （幼児：活動従事者）【必須】 3歳児 20：1 / 4歳以上児 30：1 また、2人を下回ってはならない
設備	○ <b>面積基準</b> ：集団活動室 1.65㎡以上/人 ○ <b>設備基準</b> ：調理室、便所、手洗用設備、必要な遊具等の備え付け
対象施設等	<b>開所時間【必須】</b> 概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上 <b>保育の必要性のある子どもの割合【必須】</b> 幼児教育・保育の無償化の対象となる満3歳以上の子どもの数が、当該施設等を利用する満3歳以上の子どもの概ね半数を超えないこと
非常時の対応	【必須】 ・消火用具、非常口の設置 ・非常災害に対する計画策定、訓練の実施 ・集団活動室を2階に置く場合は準耐火、3階以上に置く場合は耐火建築物（建物がない場合には、活動の実態に応じて必要と考えられる措置）
幼児の処遇等	<b>活動内容</b> ・幼児一人一人の心身の発育や発達の状況に基づいた適切な活動の計画を策定・実施 ・各施設等の活動方針に基づいた計画の策定 <b>給食</b> ：出す場合、年齢等に配慮した食事内容等 <b>健康管理・安全確保【必須】</b> <b>職員・子どもの帳簿の整備</b> <b>適切な会計処理が確認可能</b>

## 5. 国と地方の負担割合

国、都道府県、市区町村 1/3ずつ

子ども・子育て支援交付金交付要綱（案）

（通則）

第1条 子ども・子育て支援交付金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この交付金は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき市町村（特別区を含む。以下同じ。）が策定する市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）に基づく措置のうち、同法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業に要する経費に充てるため交付することにより、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的とする。

（交付の対象）

第3条 この交付金の交付の対象（以下「交付対象事業」という。）は、事業計画に基づいて実施される次の事業とする。

（1）利用者支援事業

「利用者支援事業の実施について」（平成27年5月21日府子本第83号、27文科初第270号、雇児発0521第1号）の別紙に定める利用者支援事業

（2）延長保育事業

「延長保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第10号）の別紙に定める延長保育事業

（3）実費徴収に係る補足給付を行う事業

「実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施について」（平成27年7月17日府子本第81号、27文科初第240号、雇児発0717第5号）の別紙に定める実費徴収に係る補足給付を行う事業

（4）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

「多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施について」（平成27年7月17日府子本第88号、27文科初第239号、雇児発0717第6号）の別紙に定める多様な事業者の参入促進・能力活用事業

（5）放課後児童健全育成事業

「放課後児童健全育成事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第8号）の別紙に定める放課後児童健全育成事業

（6）子育て短期支援事業

- 「子育て短期支援事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第14号）の別紙に定める子育て短期支援事業
- (7) 乳児家庭全戸訪問事業  
「乳児家庭全戸訪問事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第32号）の別紙に定める乳児家庭全戸訪問事業
- (8) 養育支援訪問事業  
「養育支援訪問事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第33号）の別紙に定める養育支援訪問事業
- (9) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業  
「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第34号）の別紙に定める子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- (10) 地域子育て支援拠点事業  
「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第18号）の別紙に定める地域子育て支援拠点事業
- (11) 一時預かり事業  
「一時預かり事業の実施について」（平成27年7月17日27文科初第238号、雇児発0717第11号）の別紙に定める一時預かり事業
- (12) 病児保育事業  
「病児保育事業の実施について」（平成27年7月17日雇児発0717第12号）の別紙に定める病児保育事業
- (13) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）  
「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について」（平成26年5月29日雇児発0529第17号）の別紙に定める子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

（交付額の算定方法）

第4条 この交付金の交付額は、別紙の第2欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 第2欄の各区分ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 第2欄の各区分ごとに、(1)により選定された額に第5欄に定める国の負担割合を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

（交付の条件）

第5条 この交付金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

- (1) 交付対象事業に要する経費については、別紙様式2の別表1及び別紙様式4における「特定分」、「一般分」、「その他分」及び「特例措置分」の区分を超えて配分の

変更を行うことはできない。

- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、内閣総理大臣が別に定める期間を経過するまで、内閣総理大臣の承認を受けずに、この交付金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (5) 内閣総理大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に返納させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式8により速やかに内閣総理大臣に報告しなければならない。なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、内閣総理大臣は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (8) この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつこれらを交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により内閣総理大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 市町村は、市町村以外の者が行う交付対象事業に対して、この交付金をその財源の一部とする補助金等を交付する場合には、間接補助事業者に対して(1)から(8)までに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、(2)、(3)、(4)、(5)、(7)及び(8)中「内閣総理大臣」とあるのは「市町村長」と、(5)及び(7)中「国庫」とあるのは「市町村」と、(4)及び(8)中「交付金」とあるのは「補助金等」と読み替えるものとする。

(申請手続)

第6条 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 市町村長は、別紙様式2による申請書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の申請書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式3と併せて別に定める日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(変更交付申請)

第7条 この交付金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、別に定める日までにを行うものとする。

(交付決定)

第8条 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定又は決定の変更を行うものとする。

- 2 都道府県知事は内閣総理大臣の交付決定又は決定の変更があったときは、市町村に対し別紙様式4により、速やかに決定内容及びこれに付された条件を通知すること。
- 3 市町村は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を内閣総理大臣に提出しなければならない。

(交付金の概算払)

第9条 内閣総理大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

第10条 この交付金の事業実績の報告は、次により行うものとする。

- (1) 市町村長は、毎年4月10日(第5条の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日)までに別紙様式5による報告書を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、市町村から(1)の報告書の提出があった場合には、必要な審査を行い、適正と認めたときはこれを取りまとめの上、別紙様式6と併せて毎年4月末日までに内閣総理大臣に提出するものとする。

(額の確定)

第11条 都道府県知事は内閣総理大臣の確定通知があったときは、市町村に対し別紙様式7により、速やかに確定の通知を行うこと。

(交付金の返還)

第12条 内閣総理大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

第13条 特別の事情により、第4条、第6条、第7条及び第10条に定める算定方法又は手続によることができない場合には、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別 紙

1 事業	2 区分	3 基準額	4 対象経費	5 負担割合
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	1 新規参入施設等への巡回支援 1 施設当たり年額 400,000円 2 認定こども園特別支援教育・保育経費 対象障害児1人当たり月額 65,300円 3 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援 対象幼児1人当たり月額 20,000円 ただし、本事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前過去3カ年の平均月額利用料(10円未満の端数がある場合は切り捨て。)が20,000円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料	多様な事業者の参入促進・能力活用事業の実施に必要な経費	
(略)	(略)	(略)	(略)	



## 多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要綱（案）

### 1 事業の目的

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築するとともに、**小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担の軽減を図ることで、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図る。**

### 2 実施主体

実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

なお、市町村が適当と認めた者へ委託等を行うことができる。**（（3）の事業を除く。）**

### 3 事業の内容

#### （1）新規参入施設等への巡回支援

市町村が教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業に新規参入する事業者（以下「新規参入事業者」）に対して、事業経験のある者（例：保育士OB等）を活用した巡回支援等を行うために必要な費用の一部を補助する事業。

#### （2）認定こども園特別支援教育・保育経費

健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業。

#### **（3）地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援**

**地域や保護者のニーズに応じて地域において重要な役割を果たしている、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動について、当該集団活動を利用する幼児の保護者の経済的負担を軽減する観点から、その利用料の一部を給付する事業。**

### 4 実施要件

#### （1）新規参入施設等への巡回支援

##### 支援内容

新規参入事業者に対し、当該施設等における事業の推進状況等に応じて、市町村の支援チームにより、次の（ア）～（オ）のいずれか1つ又は複数の事業を実施するものとする。

（ア）事業開始前における事業運営や事業実施に関する相談・助言、各種手続きに関



### する支援等を行う事業

- (イ)事業開始後、事業運営が軌道に乗るまでの間、保護者や地域住民との関係構築や、利用児童への対応等に関する実地支援、相談・助言等を行う事業
- (ウ)小規模保育事業の連携施設のあっせんなど、事業実施に当たっての連携先の紹介等を行う事業
- (エ)小規模保育事業の連携施設に係る経過措置として、支援チーム自らが連携施設に代わる巡回支援等を行う事業
- (オ)その他、新規参入事業者が円滑に事業を実施できるよう、市町村が適当と認めた事業

### 支援対象となる事業者

待機児童解消加速化プランの推進や子ども・子育て支援新制度の円滑な実施に向け、事業の拡大を図ることが必要な保育所、小規模保育事業、認定こども園を始め、一時預かり事業や地域子育て支援拠点事業などの地域子ども・子育て支援事業に新規に参入する事業者であって、市町村において支援が必要と認めた事業者とする。

なお、既にこれらの事業を実施している事業者であっても、他の事業を新規に開始する場合は、市町村の判断により、当該事業の対象として差し支えないものとする。

### 支援チーム

支援内容に応じて、市町村の担当者などの行政関係者のほか、保育所の保育士OBなどの事業経験者、公認会計士など監査・会計分野に関する知識を有する者、福祉分野における法人経営者などにより構成される支援チームを適宜設けることとする。

なお、必要な助言・指導等を行う体制が整っている場合には、地域の実情や必要な支援内容等により、チームを設けずに支援を行うこととしても差し支えない。

### 支援期間

新規参入事業者への支援期間については、個々の事業者の状況に応じて設定し、必要に応じて延長等を行うこと。

## (2) 認定こども園特別支援教育・保育経費

### 対象施設

健康面、発達面において特別な支援が必要な子どもが2人以上在籍する私立認定こども園であって、 の要件をみたす子どもの教育・保育を担当する職員を加配する施設

### 職員加配の対象となる子ども

次の(ア)～(ウ)の要件を満たすと市町村が認める特別な支援が必要な子ども

- (ア) 日々通園し、教育・保育における集団活動に参加することが可能であること。
- (イ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象であること、又は健康面、発達面において特別な支援が必要であること。
- (ウ) 別表に掲げる認定こども園の類型に応じた子どもの支給認定の区分に該当する者であること。

#### 職員配置

の要件を満たす子どもの教育・保育を担当するために、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」（平成 27 年内閣府告示第 49 号）に基づき配置すべき職員数（加算を含む。）に加えて、幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者を配置すること。

### (3) 地域における小学校就学前の子どもの対象とした多様な集団活動事業の利用支援 対象幼児

事業実施主体の市町村の住民のうち、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付を受けていない又は企業主導型保育事業を利用していない満 3 歳以上の幼児であって、対象施設等を概ね、1 日 4 時間以上 8 時間未満、週 5 日以上、年間 39 週以上利用している幼児。

#### 対象施設等

満 3 歳以上小学校就学前の全ての利用幼児を対象とした標準的な開所時間が、概ね、1 日 4 時間以上 8 時間未満、週 5 日以上、年間 39 週以上である施設等であって、次の（ア）～（ケ）に掲げる事項について市町村が別に定める基準を満たすと市町村が判断する施設等。なお、市町村が基準を定める際には、（ア）、（ウ）及び（カ）については次に掲げるものとおりとし、（ア）、（ウ）及び（カ）以外の事項については次に掲げるものを変更する際には市町村の子ども・子育て関係の審議会その他の合議制の機関で審議することとする。

#### （ア）集団活動に従事する者の数及び資格

- A) 集団活動に従事する者の数は、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児概ね 20 人につき 1 人以上、満 4 歳以上の幼児概ね 30 人につき 1 人以上であること。ただし、施設等につき 2 人を下回ってはならないこと。
- B) 集団活動に従事する者の概ね 3 分の 1（集団活動に従事する者が 2 人の施設等にあっては、1 人）以上は、幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭

和 24 年法律第 147 号) に規定する普通免許状をいう。) を有する者、保育士若しくは看護師(准看護師を含む。) の資格を有する者又は都道府県知事(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 第 252 条の 19 第 1 項の指定都市若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市又は児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) 第 59 条の 4 第 1 項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。) が行う保育に従事する者に関する研修(都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長その他の機関が行う研修を含む。) を修了したもの(1 日の利用幼児の数が 5 人以下の施設等に限る。) であること。

(イ) 設備(有する場合)

- A) 集団活動を行う部屋(以下「集団活動室」という。)のほか、調理室(給食を提供する場合に限る。自らの施設等で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備。)及び便所(手洗設備を含む。)があること。
- B) 集団活動室の面積は、概ね幼児一人当たり 1.65 m<sup>2</sup>以上であること。
- C) 必要な遊具、用具等を備えること。

(ウ) 非常災害に対する措置

- A) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。
- B) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。
- C) 集団活動室を 2 階に置く場合には建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号) 第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物、3 階以上に置く場合には耐火建築物とすること。なお、集団活動室を 2 階に設ける建物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合においては、A) に規定する設備の設置及び B) に規定する訓練に特に留意すること。
- D) 建物がない場合には、活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要な対策をとること。

(エ) 集団活動内容

- A) 幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。
- B) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。

(オ) 給食(提供する場合)

- A) 幼児の年齢、発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容とし、予め作成した献立に従って調理すること。

(カ) 健康管理・安全確保

- A) 幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な健康管理や安全管理を行うこと。

(キ) 利用者への情報提供

- A) 活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供を

行うこと。

(ク) 備える帳簿

A) 職員及び利用幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければならないこと。

(ケ) 会計処理

下記 A~D により、事業実施主体によって適切な会計処理が確認可能であること。

A) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。

B) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。

C) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。

D) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

対象施設等に対する指導監査

市町村は、本事業の対象となる施設等の基準の適合や適正な給付金の支出を担保する観点から、対象施設等への定期的な指導や監査を行うこと。

給付方法

市町村から対象施設等を利用する幼児の保護者に対する給付は、市町村から当該保護者へ直接支給すること。

補助対象経費

一般に各施設等が徴収している、対象施設等が利用者全員から徴収する利用料。

5 留意事項

新規参入施設等への巡回支援について、委託により事業を実施する場合であっても、市町村において新規参入事業者への支援の必要性や支援内容の適否、支援後の効果等について把握すること。

6 費用

本事業に要する費用の一部については、国は別に定めるところにより補助するものとする。

別表 認定こども園特別支援教育・保育経費の対象となる子ども

認定こども園の類型	子どもの支給認定の区分（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律
-----------	----------------------------------

			第 65 号) 第 19 条第 1 項各号)
幼保連携型	学校法人立(学校法人化のための努力をする園(志向園)を含む。)以外		1 号
幼稚園型	幼稚園部分が学校法人立(学校法人化のための努力をする園(志向園)を含む。)	並列型	2 号及び 3 号
		接続型	3 号
	上記以外	単独型	1 号及び 2 号
		並列型・接続型	1 号～ 3 号
保育所型			1 号
地方裁量型			1 号～ 3 号

単独型・・・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 3 条第 2 項第 1 号に規定する幼稚園。

並列型・・・認定こども園法第 3 条第 4 項第 1 号イに規定する連携施設。

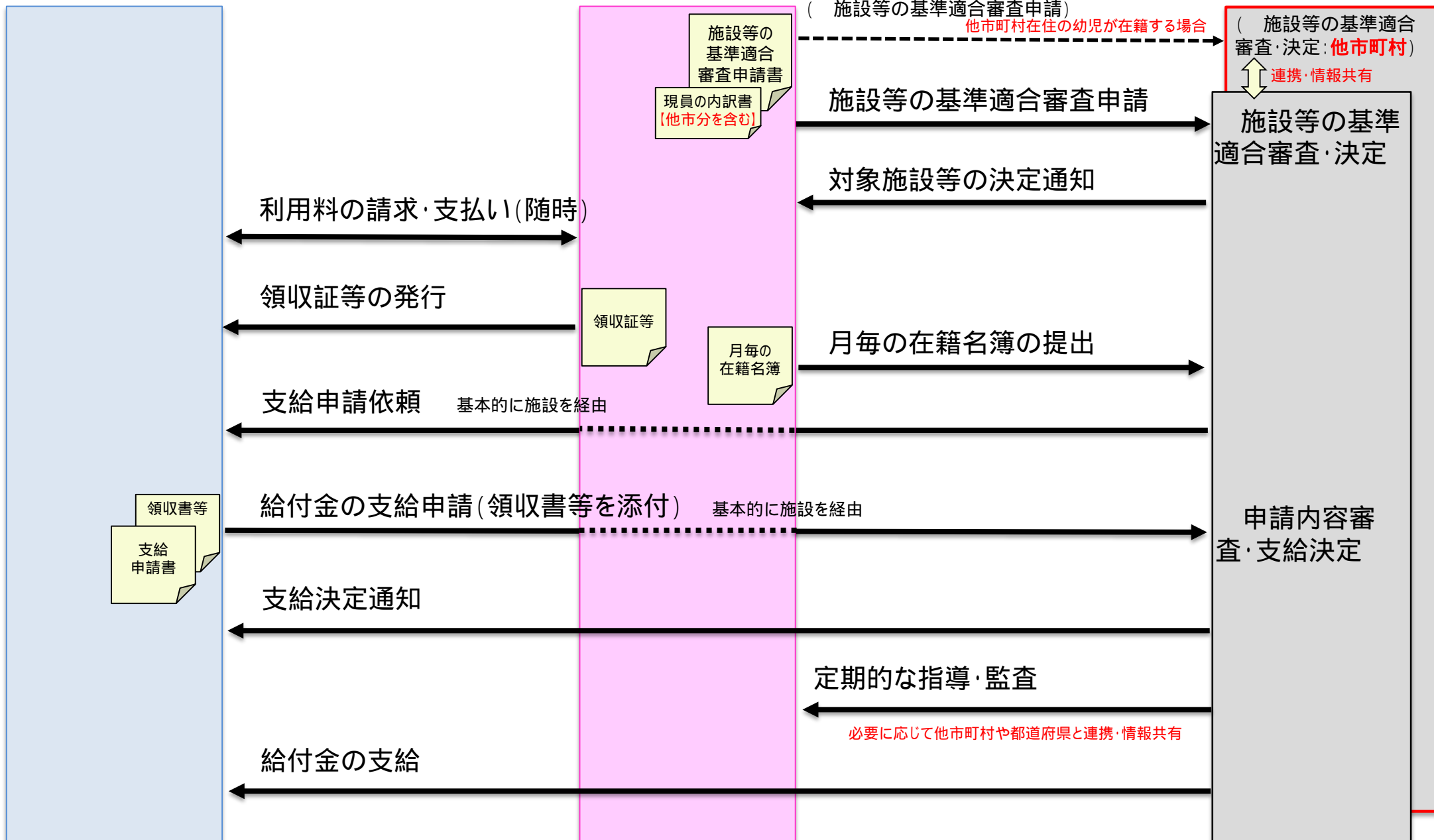
接続型・・・認定こども園法第 3 条第 4 項第 1 号ロに規定する連携施設。

# 「地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」事業の実務フロー（案）

幼児・保護者

施設等

市町村



# 施行までの実務スケジュール(イメージ)

		令和2年度							令和3年度											
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
予算関連	国	概算要求			閣議決定	予算案審議		予算成立												
	県			予算作業		予算査定	予算案審議	予算成立		予算査定	予算案審議	予算成立【補正】								
	市			予算作業		予算査定	予算案審議	予算成立		予算査定	予算案審議	予算成立【補正】								
交付金事務	国				要綱案作成	要綱案提示		要綱通知			交付申請 依頼				交付決定					
	県				要綱案作成準備、必要に応じ 子ども・子育て支援事業計画の変更			要綱作成				交付申請								
	市				要綱案作成準備、必要に応じ 子ども・子育て支援事業計画の変更			要綱作成			交付申請	要綱作成								
対象施設等の 基準適合審査	国					基準明示 (要綱等)														
	県																			
	市					申請様式 の準備	説明会 の開催等	施設等に対する 申請依頼	対象施設等の 基準適合審査	決定・通知		施設等に対する 申請依頼	対象施設等の 基準適合審査	決定・通知						
給付金の支給	国																			
	県																			
	市							申請様式等 の準備		支給申請 依頼	審査	決定通知 ・支給		支給申請 依頼	審査	決定通知 ・支給				
広報関係 (必要に応じて 適宜開催)	国					自治体向け 説明会(動画)														
	県																			
	市																			

国の「予算関連」は昨年度の例によるもの、また、自治体における対象施設等の数によって各事務手続きの時期が前後することが予想される。



市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業  
モデル実施要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第1項第4号の規定に基づく地域子ども・子育て支援事業として、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児にかかる利用料に関する支援を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 対象施設等 満3歳以上の小学校就学前の在園する全ての幼児を対象として提供している標準的な開所時間が、概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上である施設等のうち市長が別表1に定める基準を満たすもので、次に掲げる施設等ではないもの。

イ 法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設

ロ 法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設

ハ 法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者

ニ 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等（子育てのための施設等利用給付（法第30条の2）を受給している満3歳以上の小学校就学前の幼児の数が、当該施設等を利用する満3歳以上の小学校就学前の幼児の数の概ね半数を超えない施設等は除く。）

二 利用料 対象施設等に在籍する全ての幼児に対して提供する集団活動に対して、対象施設等が保護者から徴収する利用料であって、入園料、施設整備費、延長利用又は預かり保育の利用料、実費徴収費（食材費、通園費など対象施設等において提供される便宜に要する費用。）の類ではないもの。

三 対象幼児 本市の住民のうち、対象施設等を概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用し、当該利用日の属する月の初日に在籍している者であって、次のいずれにも該当しない満3歳以上の小学校就学前の幼児。

イ 子どものための教育・保育給付（法第11条）を受けている者。

ロ 子育てのための施設等利用給付を受けている者。

ハ 企業主導型保育事業（法第59条の2）を利用している者。

四 集団指導 本市が対象施設等の事業者を一定の場所に集めて、講習等の方法により指導を行うこと。

（基準適合審査の申請）

第3条 本事業の対象施設等として市長の決定を受けようとする施設等の事業者は、市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（対象施設等の決定）

第4条 市長は、前条に規定する対象施設等基準適合審査申請書の提出があったときは、その内容を審査し、対象施設等として決定をしたときは市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等決定通知書（様式第2号）により、申請を却下したときは市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業基準適合審査申請却下通知書（様式第3号）により、申請を行った事業者に通知するものとする。

(対象施設等の決定の取消し)

第5条 市長は、対象施設等が偽りその他不正な手段により前条に規定する対象施設等の決定を受けたと認めるときは、対象施設等の決定を取り消すことができる。

(対象費用)

第6条 給付金の対象となる費用は、対象幼児の保護者が対象施設等に支払う利用料とする。

(給付基準額)

第7条 対象幼児1人当たりの給付基準額は、1月につき、2万円とする。ただし、本事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前、過去3カ年の平均月額利用料(10円未満の端数がある場合は切り捨て。)が2万円を下回る対象施設等を利用する幼児は、当該平均月額利用料とする。

(給付金の額)

第8条 給付金の額は、対象幼児の保護者が現に対象施設等に支払った月額の利用料と月額の給付基準額のいずれか少ない額とする。

(給付金の支給申請等及び申請期限)

第9条 給付金の支給を受けようとする対象幼児の保護者は、市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請書(様式第4号)に関係書類を添えて、市長が別表2に定める日までに、市長に提出しなければならない。

2 対象施設等は市長が別表3に定める日までに、月毎の在籍名簿(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(支給決定等)

第10条 市長は、前条に規定する支給申請書の提出があったときは、その内容を審査し、給付金を支給することを決定をしたときは市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定兼支払通知書(様式第6号)により、支給しないことを決定したときは市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給申請却下通知書(様式第7号)により、対象幼児の保護者に通知するものとする。

(支給の方法)

第11条 給付金は、対象幼児の保護者から指定された金融機関の口座へ、市から直接振り込むことにより支給するものとする。

(支給決定の取消し)

第12条 市長は、対象幼児の保護者又は対象施設等が偽りその他不正な手段により、対象幼児の保護者が給付金の支給決定を受けたと認めるときは、支給決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業支給決定取消通知書(様式第8号)により対象幼児の保護者に通知する。

(給付金の返還)

第13条 市長は、前条の規定により給付金の支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る給付金が既に支給されているときは、対象幼児の保護者に対し、当該給付金の全部又は一部の返還を

求めることができる。

- 2 前項の規定による給付金の返還に係る違約加算金及び延滞金の取扱いについては、市長が別に定めるものとする。

(関係書類の整備)

- 第14条 対象施設等は、本事業に係る帳簿及び関係書類を整備するとともに、本事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(給付金に関する報告等)

- 第15条 市長は、給付金の支給に関し必要があると認めるときは、給付金の支給決定を受けた対象幼児の保護者又は代理人に対し報告を求め、または調査することができる。

(指導・監査)

- 第16条 市長は、対象施設等に基準を遵守させるとともに、適正な給付金の支給を実施する観点から、少なくとも概ね1年に1回は、対象施設等に対して本要綱に定める内容等を周知徹底させるために、集団指導を実施する。

- 2 市長は、特に必要と認める場合、実地により個別に指導又は施設等の監査を行うことができる。

(委任)

- 第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 第1条 この告示は、令和 年 月 日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係) 対象施設等の決定基準

国の事業実施要綱で定める基準を踏まえて各市町村が記載(概ね以下のような記載とする方向で検討中。)

項目	基準の内容
1. 集団活動に従事する者の数( )	集団活動に従事する者の数は、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児概ね 20 人につき 1 人以上、満 4 歳以上の幼児概ね 30 人につき 1 人以上であること。 ただし、施設等につき 2 人を下回ってはならないこと。
2. 集団活動に従事する者の資格( )	集団活動に従事する者の概ね 3 分の 1 (集団活動に従事する者が 2 人の施設等にあつては、1 人) 以上は、幼稚園の教諭の普通免許状(教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)に規定する普通免許状をいう。)を有する者、保育士若しくは看護師(准看護師含む。)の資格を有する者又は都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市又は児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第五十九条の四第一項の児童相談所設置市においては、それぞれの長。以下「都道府県知事等」という。)が行う保育に従事する者に関する研修(都道府県知事等がこれと同等以上のものと認める市町村長(特別区の長を含む。)その他の機関が行う研修を含む。)修了したもの(1 日の利用幼児の数が 5 人以下の施設等に限る。)であること。
3. 設備(有する場合)	(1) 集団活動を行う部屋(以下「集団活動室」という。)のほか、調理室(給食を提供する場合に限る。自らの施設等で調理を行わない場合には、必要な調理・保存機能を有する設備。)及び便所(手洗設備を含む。)があること。 (2) 集団活動室の面積は、概ね幼児一人当たり 1.65 m <sup>2</sup> 以上であること。 (3) 必要な遊具、用具等を備えること。
4. 非常災害に対する措置( )	〔建物がある場合〕 (1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。 (2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。 (3) 集団活動室を 2 階に置く場合には建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物、3 階以上に置く場合には耐火建築物とすること。なお、集団活動室を 2 階に設ける建物が耐火建築物又は準耐火建築物ではない場合においては、(1)に規定する設備の設置及び(2)に規定する訓練に特に留意すること。 〔建物が無い場合〕 活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保など必要な対策をとること。
5. 集団活動内容	(1) 幼児一人一人の心身の発育や発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。 (2) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。
6. 給食(提供する場合)	幼児の年齢、発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容とし、予め作成した献立に従って調理すること。
7. 健康管理・安全確保( )	幼児の健康観察等を通じて、日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な健康管理や安全管理を行うこと。
8. 利用者への情報提	活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明・情報提供

供	を行うこと。
9．備える帳簿	職員及び利用幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておかなければならないこと。
10．会計処理	(1) 財政及び経営の状況について真実な内容を表示すること。 (2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。 (3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。 (4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法については、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

の項目は必須としている項目であり、国が事業実施要綱で定める水準を下回る（緩める）内容とすることは不可。

別表2（第9条関係）支給申請書の提出期限

利用料の期間	支給申請書の提出期限
月～ 月分	月 日から 月 日まで
月～ 月分	月 日から 月 日まで
月～ 月分	月 日から 月 日まで

別表3（第9条関係）月毎の在籍名簿の提出期限

幼児の在籍期間	在籍名簿の提出期限
月～ 月分	月 日から 月 日まで
月～ 月分	月 日から 月 日まで
月～ 月分	月 日から 月 日まで

申請日 年 月 日

**市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業  
対象施設等基準適合審査申請書（案）**

（宛先） 市長

申請者所在地 \_\_\_\_\_  
氏名（又は名称） \_\_\_\_\_  
代表者氏名 \_\_\_\_\_

市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第3条の規定に基づき対象施設等の基準適合審査を受けたいので、以下のとおり関係書類を添えて申請します。

**1. 設置者・施設等に関する事項について記入してください。**

設置主体	法人 国立大学法人      公立大学法人      学校法人      社会福祉法人 株式会社      NPO法人      その他法人 法人以外 個人      任意団体
設置者名	
設置者の所在地等	〒 - TEL: - -      メールアドレス:
代表者名	氏名:      職名:
施設等の種類	児童福祉法第59条の2第1項の規定による届出対象施設 (うち、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付の有無      有      無) (うち、企業主導型保育事業による運営費助成(予定)の有無      有      無) 上記以外の施設等
施設等の名称	
施設等の所在地等	〒 - TEL: - -      メールアドレス:
施設等の管理者名	氏名:      職名:
事業開始年月日	年 月 日

**2. 運営に関する事項について記入してください。**

**(1) 開園（開校）曜日（開園・開校している曜日全てにレ点を記入）**

日曜日      月曜日      火曜日      水曜日      木曜日      金曜日      土曜日

施設等が満3歳以上の小学校就学前の全ての幼児を対象として提供している標準的な開所時間を記載すること。((2)、(3)も同様)

**(2) 開園（開校）期間**

週 / 年間

(3) 開園(開校)時間 24時間表示で記入

曜日	開園・開校時間
平日	～
土曜日	～
日曜日	～

(4) 利用定員と現員(令和 年5月1日時点) 1

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児 (3)	4歳児	5歳児	6歳児 (就学前)	合計	
定員(2)										
現員	市									(A)に対する (B)の割合
	〇〇市									
	市									
現員計(A)										B/A(5)
無償化対象 現員のうち	市									
	〇〇市									
	市									
無償化対象計(B) 4										

- 申請日が属する年度の前年度5月1日時点の数値とすること。(6)職員の配置も同じ。
- 3歳以上の現員(概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用する幼児のみ)については、付表で内訳を提出。
- 定員について特に定めが無い場合、施設・設備や職員配置を考慮して同時に利用可能な人数を記入。
- 満3歳児の定員・現員数は、「3歳児」欄に記入。
- 3歳以上の現員のうち、子育てのための施設等利用給付を受給している子供の人数を記載。
- 本欄の数値が概ね50%を上回る施設等は対象施設等とはならないことに留意。

(5) 利用料金等

		利用料(保育料)			
		年額	月額	半期	その他
3歳児	H30年度				
	R1年度				
	R2年度				
	R3年度				
4歳児	H30年度				
	R1年度				
	R2年度				
	R3年度				
5歳児	H30年度				
	R1年度				
	R2年度				
	R3年度				
利用料(保育料)以外の料金 年額で記入		総額	入園料	教材費	給食費
			行事費	通園送迎費	( )

H30～R2年度までの利用料がR3年度と同額の場合は、R3年度欄のみ記載。



(6) 職員の配置(令和 年5月1日時点)

園長・施設長 常勤 非常勤 \_\_\_\_\_人  
 \_\_\_\_\_人 常勤換算人数( )

一日の勤務時間数を8で除した常勤換算後の人数を記入。

[ 集団活動への従事 ] 従事する(資格等欄にも記入してください) 従事しない

[ 資格等 ] 幼稚園教諭免許 保育士 看護師 准看護師 基準で定める研修修了者  
 その他( )

集団活動従事者 常勤\_\_\_\_\_人 非常勤\_\_\_\_\_人 総数\_\_\_\_\_人  
 常勤換算後の人数 \_\_\_\_\_人

[ 資格等別の内訳 ]

資格等	常勤	非常勤		合計	
		実人数	換算人数	実人数	換算人数
幼稚園教諭免許					
保育士					
看護師					
准看護師					
基準で定める研修修了者					
その他					
合計					

その他の職員 常勤\_\_\_\_\_人 非常勤\_\_\_\_\_人 総数\_\_\_\_\_人

[ 資格等別の内訳 ]

資格等	常勤	非常勤	合計
調理員			
その他( )			
その他( )			
合計			

(7) 施設・設備の現況

居室等の設置状況	室名	集団活動室	調理室	便所	その他	合計
	室数 面積	室 m <sup>2</sup>	室	室 便器 個	室	室 m <sup>2</sup>
屋外遊戯場(園庭)	有( m <sup>2</sup> )	無(付近に代替可能な場所	有・無			
建物の構造	鉄骨造 その他( )	鉄筋コンクリート造	れん瓦造	木造		

**( 8 ) 非常災害に対する措置**

非常災害に対する計画	有 ( 消防計画： 年 月 日届出、その他の計画 ( 内規等 ) )		無
防災 ( 避難・消火等 ) 訓練	実施 ( 実施回数 回/年 )		未実施
集団活動室が 2 階にある	耐火建築物又は準耐火建築物	適	不適
集団活動室が 3 階以上にある	耐火建築物	適	不適
建物が無い場合の 非常災害に対する対策	有	( 具体的な対策の内容を記載 )	無

**( 9 ) 健康管理・安全確保**

登・降園時の健康観察	実施 ( 実施内容を簡潔に記載 )		未実施
健康診断 ( 幼児 )	実施 ( 回/年 ) 他機関で実施したもの、診断書の提出も実施に含める。		未実施
健康診断 ( 職員 )	実施 ( 回/年 ) 他機関で実施したもの、診断書の提出も実施に含める。		未実施
常備している医薬品等	有 ( 主な医薬品等の種類を記載 例:消毒液、絆創膏等 )		無
安全管理マニュアル	作成		未作成
保険 加入	加入	保険の種類	賠償責任保険 ・ 傷害保険 ・ その他 ( )
	未加入	補償の内容	

**( 添付書類 )**

- 有資格者等について、その資格等が確認できる免許状や登録証の写し等
- 保育士等の職員の勤務体制が分かる勤務割表等
- 施設の平面図 ( 消火器は 印、消火栓は「栓」の字、非常口は「非」を平面図上に記入。 )
- 利用案内、パンフレットの類 ( 利用料がわかるものは当該年度分とは別に過去 3 カ年分が必要。 )
- 年間の活動計画、幼児の健康管理・安全管理等が分かる書類、保険会社との契約書類の写し
- 認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の写し又は基準への適合 ( 見込み ) 状況を説明する書類

対象施設等基準適合審査申請書 付表(現員の内訳書)(案)

(令和 年5月1日時点)

NO. 1	幼児の 在住市町村	3歳以上の在籍幼児 3			保護者			無償化対象 の有無 4			
		歳児クラス 2		氏名	フリガナ	生年月日	氏名	フリガナ	住所	対象	対象外
		3歳	4歳								
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											
32											
33											
34											
35											
36											
37											
38											
39											
40											
41											
42											
43											
44											
45											
46											
47											
48											
49											
50											
小計	市計										
	〇〇市計										
	市計										
合計											

- 1 内訳書の順は、「幼児の在住市町村」毎に、歳児クラス毎の幼児名(カナ)の五十音順に記入してください。
- 2 「歳児クラス」欄は、該当するクラスに「印」を記入してください。
- 3 対象施設等に概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用する幼児のみ記載すること。
- 4 「無償化対象の有無」欄は、幼児の保護者が子育てのための施設等利用給付を受給している場合は「対象」欄に○、受給していない場合は「対象外」欄に○を記入してください。

市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業  
支給申請書(案)

(宛先) 市長

【申請にあたって同意していただく事項】  
1. 決定にあたって必要な範囲内で、申請者の幼児が通園する施設等有する学齢簿の類、徴収金台帳等を 市が閲覧及び調査すること。  
2. 申請内容や同意して得た情報を給付金受給資格審査、給付金額の算定、その他の附帯業務のために 市が利用すること。  
3. 要綱に規定する内容を遵守すること。  
以上のことに同意し、以下のとおり申請します。

1. 申請者について記入してください。

Table with columns for applicant name, address, and contact information. Includes fields for 'フリガナ', '氏名', '申請幼児との続柄', '現住所', '父携帯', '母携帯', '自宅', 'その他'.

1 連絡先(電話番号)欄は、確実に連絡がとれる順に記入してください。

2. 申請幼児について記入してください。

Table for applicant child details including 'フリガナ', '氏名', '生年月日', '現住所', and '申請者と異なる場合のみ記載'.

2 対象となる幼児が複数いる場合は、幼児ごとに作成してください。

3. 利用した施設等を記入してください。

Table for facility usage details including 'フリガナ', '施設・事業名', '所在地', '電話', and '契約している利用料'.

3 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定(十円未満端数切捨て)し、月額欄の にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

4. 支給申請額を記入してください。

Table for payment request details including '支給申請額', '金', '円(年 月~年 月分)', and a grid for monthly amounts from April to September.

4 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類(領収証等)を添付してください。  
5 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定(十円未満端数切捨て)して下さい。  
6 月額基準額は、 市からの支給申請依頼で記載があった額を記載してください。

5. 給付金の振込先を記入してください。( 7 )

Table for bank transfer details including '金融機関番号', '支店番号', '口座番号', '口座名義(仮名)', '金融機関名', '支店名', '預金種目', '普通', '当座'.

7 請求者と口座名義が異なる振込先(対象施設等は不可。)を指定する場合は、必ず下記に署名してください。

私(請求者)は、上記口座名義人に給付金の受取を委任します。  
請求者氏名

月毎の在籍名簿(案)

名簿の順は、歳児クラス毎に幼児名(カナ)の五十音順に記入してください。

施設等名 \_\_\_\_\_

No. ( )	歳児クラス			幼児名		幼児 生年月日	幼児の在籍状況											
	3歳	4歳	5歳	カナ	氏名		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		
15																		
16																		
17																		
18																		
19																		
20																		
21																		
22																		
23																		
24																		
25																		
26																		
27																		
28																		
29																		
30																		
31																		
32																		
33																		
34																		
35																		
36																		
37																		
38																		
39																		
40																		

- 1) 「歳児クラス」欄は、該当するクラスに 印を記入してください。
- 2) 「幼児の在籍状況」欄は、幼児が月初に在籍した場合に、 印を記入してください。
- 3) 上記には、対象施設等に概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上利用する幼児のみ記載すること。

第 号  
年 月 日

様

市長

**市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の  
利用支援事業 対象施設等決定通知書（案）**

年 月 日付けで申請がありました 市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査について、次のとおり対象施設等として決定しましたので、 市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第4条の規定に基づき通知します。

設置者名	
設置者の住所	
代表者名	
施設等の名称	
決定年月日	
対象幼児の月額基準額	月額 円 / 幼児1人
備考	

**教示**

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る判決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、〇〇市を被告として（〇〇市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

第 号  
年 月 日

様

市長

**市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の  
利用支援事業 基準適合審査申請却下通知書（案）**

年 月 日付けで申請がありました 市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業対象施設等基準適合審査について、次の理由により申請却下となりましたので、 市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第4条の規定に基づき通知します。

設置者名	
設置者の住所	
代表者名	
施設等の名称	
却下年月日	
却下の理由	
備考	

**教示**

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日（前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る判決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、〇〇市を被告として（〇〇市長が被告の代表者となります。）提起することができます。



第 号  
年 月 日

様

市長

**市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の  
利用支援事業 支給決定兼支払通知書(案)**

年 月 日付けで申請がありました 市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の支給について、次のとおり給付金を支給することを 市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第10条の規定に基づき通知します。

申請者(保護者)の氏名			
申請者(保護者)の住所			
申請幼児の氏名 及び生年月日	年 月 日生		
支給額	金 円	支給対象月	
支払予定日	年 月 日		
備考			

**教示**

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日(前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る判決の送達を受けた日)の翌日から起算して6月以内に、〇〇市を被告として(〇〇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

第 号  
年 月 日

様

市長

**市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の  
利用支援事業 支給申請却下通知書(案)**

年 月 日付けで申請がありました 市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の支給について、次の理由により申請却下となりましたので、 市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第10条の規定に基づき通知します。

申請者(保護者)の氏名	
申請者(保護者)の住所	
申請幼児の氏名 及び生年月日	年 月 日生
却下年月日	年 月 日
却下の理由	
備考	

**教示**

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日(前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る判決の送達を受けた日)の翌日から起算して6月以内に、〇〇市を被告として(〇〇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

第 号  
年 月 日

様

市長

**市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の  
利用支援事業 支給決定取消通知書（案）**

年 月 日付けで決定した 市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の支給について、次の理由により取り消しましたので、市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業実施要綱第 1 2 条の規定に基づき通知します。

申請者(保護者)の氏名	
申請者(保護者)の住所	
申請幼児の氏名 及び生年月日	年 月 日生
取消年月日	年 月 日
取消の理由	
備 考	

**教示**

この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3月以内に、〇〇市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日(前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る判決の送達を受けた日)の翌日から起算して6月以内に、〇〇市を被告として(〇〇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

## 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業に関する自治体向けFAQ

【2021年2月26日版】※現時点の検討状況に基づき作成しているものであり、今後回答が変更され得るものです。

No.	事項	問	答	備考
1	対象施設等(令和2年度調査事業との関係)	本事業の対象となる施設等は、令和2年度に文部科学省が実施した「地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査事業」において調査対象となった施設等に限定されますか。	限定されません。なお、令和2年度における調査事業の対象となった施設等であっても本事業における要件や基準を満たさないものは、対象施設等にすることは出来ません。	
2	対象施設等(地方単独事業)	令和2年度に文部科学省が実施した「地域における小学校就学前の子供を対象とした多様な集団活動等への支援の在り方に関する調査事業」では、地方自治体が自ら金銭的支援事業を行っていることが要件でしたが、本事業ではそのような要件が無いのですか。	市町村において本事業の予算化を行っていただくほかは、特に地方単独事業の実施を求めるものではありません。	
3	対象施設等(新規の事業者)	本事業の趣旨として「地域において重要な役割を果たしている」とありますが、例えば、新たに開設したもの、これまでは自治体からの支援対象としていなかったものや、従前は週1回開所していたが週5日に開所日数を増やした施設等は、本事業の対象施設等とすることは可能ですか。	本事業が、地域において重要な役割を果たしている施設等に着眼していることを踏まえれば、基本的には従前から開設され、地域住民に継続的に利用されている施設等を支援対象として想定していますが、開所日数を増やした施設等や新規に開設した施設等を予め対象外とすることはありません。ただし、そういった施設等を対象にする際には、当該施設等の地域における役割や意義について、市町村の子ども・子育て関係の審議会その他の合議制の機関で審議するなどにより、当該施設等が地域において重要な役割を果たしていることについてしっかり確認をいただく必要があると考えています。	
4	対象施設等(開所時間)	対象施設等の要件として、「全ての幼児を対象として提供している標準的な開所時間が、概ね、1日4時間以上8時間未満、週5日以上、年間39週以上」とありますが、これに満たない開所時間の施設等を対象とすることは可能ですか。	この要件は、必須要件であるため、市町村においても同様に定めることが必要ですが、「概ね」満たすべき基準であることから、その運用・適用に当たっては、地域の実情や施設等の運営実態等を踏まえつつ、各市町村が説明できる範囲である程度の幅を持たせることは可能です。 なお、個別具体の申請内容で判断し難いケースがある場合は、あらかじめ国にも御相談下さい。	
5	対象施設等(開所時間)	希望者に対して提供している延長利用や外国語学習などの時間を含めると、1日当たりの開所時間が8時間を超過している施設等は、対象施設等の要件に該当しますか。	本事業の対象施設等の要件として定めている開所時間は、全ての幼児を対象として提供している標準的な開所時間であり、希望者のみに提供している延長利用等の時間を除いた上で、開所時間が要件に該当するか御判断ください。	
6	対象施設等(無償化給付を受ける幼児の割合)	対象施設等の要件として、施設等を利用する満3歳以上の幼児の数のうち、子育てのための施設等利用給付を受給している満3歳以上の幼児の数が概ね半数を上回らないとありますが、何故、このような要件を設けているのですか。	政府においては、保育等の質を確保するため、認可施設への移行支援策を別途講じているところであり、本事業の趣旨を踏まえつつも、本事業が認可施設への移行を阻害することがないよう、「開所時間」や「在籍幼児中の無償化対象幼児の割合」により、一定の線引きが必要と考えているからです。	
7	対象施設等(無償化給付を受ける幼児の割合)	対象施設等の要件として、施設等を利用する満3歳以上の幼児の数のうち、子育てのための施設等利用給付を受給している満3歳以上の幼児の数が概ね半数を上回らないとありますが、この判定は、事業実施市町村に在住する幼児に限って算定するのですか。	この要件に関する幼児の数は、他市町村に在住する幼児を含め、施設等を利用する満3歳以上の全ての幼児で算定してください。 なお、国が示す参考様式(基準適合審査申請書)では、他市町村に在住する幼児数を含めて記載させることとしていますので、その申請内容について、他市町村とも連携して確認するようお願いいたします。	

## 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業に関する自治体向けFAQ

【2021年2月26日版】※現時点の検討状況に基づき作成しているものであり、今後回答が変更され得るものです。

No.	事項	問	答	備考
8	対象施設等(無償化給付を受ける幼児の割合)	国が示す対象施設等基準適合審査申請書 付表(現員の内訳書)では、各在籍幼児について「無償化の対象の有無」について記載する欄がありますが、施設等は在籍幼児が無償化の対象となっているか否かをどのように把握すれば良いですか。	基本的には施設等が個別の保護者に対して、子育てのための施設等利用給付(子ども子育て支援法第30条の2)を受給しているか否かを確認していただくこととなりますが、本記載欄で無償化の「対象」に該当し得るのは、無償化の確認を受けた認可外保育施設となりますので、記載させる際には、当該施設等においても、無償化に関する前年度5月分にかかる「特定教育・保育提供証明書(特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準第14条)」を交付したかどうかを確認させるようお願いいたします。	
9	対象施設等(無償化給付を受ける幼児の割合)	対象施設等の要件として、施設等を利用する満3歳以上の幼児の数のうち、子育てのための施設等利用給付を受給している満3歳以上の幼児の数が概ね半数を上回らないとありますが、わずかに半数を上回る場合でも対象施設等に出来ないということですか。	この要件は、必須要件であるため、市町村においても同様に定めることが必要ですが、「概ね」満たすべき基準であることから、その運用・適用に当たっては、待機児童の状況など地域の実情等を踏まえつつ、各市町村が説明できる範囲である程度の幅を持たせることは可能です。 なお、個別具体の申請内容で判断し難いケースがある場合は、あらかじめ国にも御相談下さい。	
10	対象施設等(無償化給付を受ける幼児の割合)	対象施設等として決定した後に、幼児の転出入等により無償化給付を受ける幼児の数の割合が半数を超えた場合、対象施設等の決定を取り消すことになるのですか。	仮に、対象施設等として決定した後に、幼児の転出入等により無償化給付を受ける幼児の数の割合が半数を超えた場合であっても、原則として対象施設等の決定を取り消す必要はありませんが、市町村が行う指導・監査等によって、対象施設等として決定した時点の状況と著しく異なり、かつその状況が当面継続する見込みである場合は、例えばある程度の猶予期間を持たせた上で、改めて基準適合審査を実施するなど、対象施設等の決定を見直すことも考えられます。なお、基準適合審査はNo58にあるとおり、同一の施設等に対して毎年度実施する必要はありません。	
11	対象施設等に求められる基準	対象施設等に求められる基準には、「必須とされている項目(職員、配置基準など)」と、「基準の具体的な内容について地方自治体の裁量を認める項目(面積基準、設備基準など)」が示されていますが、「基準の具体的な内容について地方自治体の裁量を認める項目」については、それらの項目自体を設けないことも許容されますか。	必須ではない項目についても、地方自治体の裁量を認めるのは、基準の具体的な内容であり、市町村においても国が示す基準の項目は全て設けていただく必要があります。 なお、市町村が独自で基準の項目を追加することも可能ですが、その場合は、市町村の裁量により基準の具体的な内容を変更する場合と同様に、市町村の子ども・子育て関係の審議会その他の合議制の機関において、その是非について審議していただく必要があると考えております。	
12	対象施設等に求められる基準(集団活動に従事する者の数)	集団活動に従事する者の数を算定する際、端数はどのように扱えばよいですか。	集団活動に従事する者の数は、3歳児(幼児概ね20人につき1人。)、4歳以上児(幼児概ね30人につき1人。))それぞれ小数点第1位(小数点第2以下は切り捨て。)まで算出し、その合計の端数(小数点第1位)は四捨五入して算出してください。	

## 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業に関する自治体向けFAQ

【2021年2月26日版】※現時点の検討状況に基づき作成しているものであり、今後回答が変更され得るものです。

No.	事項	問	答	備考
13	対象施設等に求められる基準 (有資格者の数)	有資格者の数は集団活動に従事する者の概ね3分の1以上とありますが、この場合の集団活動に従事する者の数は、実際に配置されている集団活動従事者の数か、それとも幼児数に応じて算出される集団活動従事者の必要数かどちらになりますか。	幼児数に応じて算出される集団活動従事者の必要数となります。	
14	対象施設等に求められる基準 (有資格者の数)	有資格者の数を算出する際、端数はどのように扱えばよいですか。	小数点第1位を四捨五入し、整数で算出してください。	
15	対象施設等に求められる基準 (有資格者の数)	国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある施設等については、当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士を保育士と見なすことは可能ですか。	可能です。	
16	対象施設等に求められる基準 (有資格者の数)	外国の幼稚園教諭免許状や資格を有する者を幼稚園教諭の免許所有者と見なすことは可能ですか。	幼稚園教諭の免許所有者は教育職員免許法(昭和24年法律第147号)に基づく幼稚園の教諭の免許状を有する者のみとなります。	
17	対象施設等に求められる基準 (施設がない場合の非常災害 に対する措置)	「集団活動室を2階に設ける建物は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物」とありますが、ここで言う準耐火建築物には、同法第2条第9号の3の口号に規定されるもの含まれますか。	含まれます。	
18	対象施設等に求められる基準 (施設がない場合の非常災害 に対する措置)	非常災害に対する措置として、建物がない場合は、「活動の実態に応じて必要と考えられる措置をとること」とありますが、具体的にはどのようなことが考えられますか。	例えば、一時的に退避可能なスペースを確保していたり、緊急時に速やかに連絡が取れる態勢を構築していることなどが考えられますが、各施設等が行う具体的な活動内容を踏まえ、当該措置が幼児の安全を確保する観点から適当であるかを事業を実施する市町村において十分に確認するようお願いします。	
19	対象施設等に求められる基準 (集団活動内容)	例えば、毎日外国語の学習やスポーツ活動のみを行っている施設を対象にすることは可能ですか。	対象施設等が満たすべき基準のうち、「集団活動内容」については、事業を実施する市町村において変更可能な基準であり、各施設等が行っている具体的な活動がその基準を満たしているか否かは、その基準の内容にもよりますが、基準の設定やその運用に当たっては、本事業が、地域において重要な役割を果たしている施設等に着目していることを踏まえることが重要であると考えています。	
20	対象施設等に求められる基準 (健康管理・安全確保)	必須基準となっている健康管理・安全確保について、「幼児の健康観察等を通じて日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な安全管理を行うこと。」とありますが、具体的にどのような基準を満たすことが必要ですか。	「登・降園時の健康観察」や「幼児・職員の健康診断」などを想定しており、少なくとも国が参考様式として示している基準適合審査申請書の「(9)健康管理・安全確保」の中にある全ての項目は満たしていただく必要があると考えています。	



## 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業に関する自治体向けFAQ

【2021年2月26日版】※現時点の検討状況に基づき作成しているものであり、今後回答が変更され得るものです。

No.	事項	問	答	備考
21	対象施設等に求められる基準(保険の加入)	基準適合審査の申請書には「保険加入」について記載する欄がありますが、保険の種類、補償の範囲等に何か基準はありますか。	万が一の事故への備え(人的・物的損害等に対する補償等)として、賠償責任保険など何らかの保険へ加入していることを必須としますが、保険の種類、被保険者の範囲や補償の内容などについては、特に限定するものではありません。	
22	対象施設等に求められる基準(必須の基準)	国が必須として定めている基準(職員数・資格や健康管理など)について、市町村が行う事業において、より厳しい基準を定めることは可能ですか。	必須基準について、国が定める水準より下回る(緩める)ものは認められませんが、必須基準を含め、全ての基準について、国が定める水準を上回る(厳しい)基準を定めたり、国では示していない項目の基準を追加することは可能です。	
23	対象施設等(認可外保育施設)	児童福祉法に基づく認可外保育施設の届出対象施設は、幼児教育・保育の無償化の対象となりますが、本事業の対象施設等にすることは可能ですか。	可能です。なお、認可外保育施設を利用する幼児のうち、既に子育てのための施設等利用給付を受けている者は、対象幼児とはなりません。	
24	対象施設等(各種学校)	幼児教育・保育の無償化においては、各種学校が対象外となっていますが、本事業において対象とすることは可能ですか。	本事業の基準を満たすものであれば、対象とすることは可能です。	
25	対象施設等(基準適合審査)	一つの対象施設等を複数の自治体の住民が利用する場合で、それぞれの自治体が事業を行う場合、対象施設等の基準適合審査は、それぞれの自治体が行う必要がありますか。	同一の施設であっても、原則として事業を実施するそれぞれの市町村が基準適合審査を実施する必要があります。 なお、事務簡素化の観点から、例えば、関係自治体間で協議することにより、施設等の所在市町村が一次的な審査を行い、当該審査書類を市町村間で共有することなどで、審査事務を簡略化することも考えられます。	
26	対象施設等(基準適合審査)	対象施設等に求められる基準のうち、例えば、「安全確保」については、別の事業において定める基準を満たしているとして、事業を実施する市町村や都道府県等が既に認定している場合、本事業の基準適合審査のうち「安全確保」の項目を省略することは可能ですか。	原則として事業を実施するそれぞれの市町村が全ての基準について審査を実施することが必要ですが、別の事業において認定している基準の内容が、本事業で定める基準と同等以上と認められ、基準適合審査時においても施設等がその基準を満たしていることを事業を実施する市町村が確認可能であれば、例えば、審査項目のうち、当該基準を省略するなど、審査事務を簡略化することは可能です。	
27	対象施設等(基準適合審査)	国が示す基準のうち、「集団活動内容」や「給食」などは、国が参考様式として示している基準適合審査申請書に記載欄がありませんが、基準の適合状況についてどのように確認を行えばよいですか。	国が参考様式として示している基準適合審査申請書は、主として必須としている基準項目を記載させるものとしていますが、「集団活動内容」や「給食」など市町村の裁量により変更可能な基準については、必要に応じて適宜、記載欄を追加していただいたり、申請書の添付書類等により確認するようお願いいたします。	
28	対象施設等(決定の取消し)	一旦、対象施設等として決定した後に基準に適合しないことが発覚した場合は、即時に対象施設等の決定を取り消すことが必要ですか。	仮に対象施設等と決定した後に同基準を満たさないことが明らかになった場合でも、直ちに決定を取り消すのではなく、まずは市町村から基準を満たすよう指導・助言を行っていただくことが基本であると考えます。ただし、市町村の再三にわたる指導・助言にも関わらず、事業者が同基準を満たす意向を示さないなど、将来的にも同基準を満たすことが全く見込まれない場合は、決定を取り消すこともやむを得ないものと考えます。	

## 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業に関する自治体向けFAQ

【2021年2月26日版】※現時点の検討状況に基づき作成しているものであり、今後回答が変更され得るものです。

No.	事項	問	答	備考
29	対象幼児(同一市町村内の転園)	対象幼児が年度途中で同一市町村内にある別の対象施設等に転園した場合、引き続き対象幼児とすることは可能ですか。	可能です。なお、給付金は、それぞれの対象施設等において、幼児が利用した日の属する月の月初における在籍状況により算定すること、対象施設等によって給付基準額が変わる場合があることに御留意ください。	
30	対象幼児(転園を伴わない転居)	対象幼児が対象施設等を利用したままで、他市町村へ転居した場合、引き続き対象幼児とすることは可能ですか。	対象幼児が他市町村に転居した後は、転居前の市町村においてその幼児を対象幼児とすることはできません。	
31	対象幼児(特別支援学校幼稚部との併給)	対象施設等とは別に特別支援学校幼稚部を利用している幼児は対象幼児となりますか。	国立や私立の特別支援学校幼稚部や、公立を含め特別支援学校幼稚部の預かり保育を対象とした子育てのための施設等利用給付を受けている場合は、対象幼児となりません。	
32	対象幼児(障害児の発達支援との併給)	児童発達支援を行う事業所など就学前の障害児の発達支援において無償化の対象となっている幼児が対象施設等も利用している場合は、対象幼児になりますか。	対象幼児となります。	
33	対象幼児(一時預かり事業等の利用)	対象施設等を利用する幼児が、子育てのための施設等利用給付は受けていないものの、対象施設等と併せて、一時預かり事業、病児保育事業やファミリー・サポート・センター事業を利用している場合は、対象幼児になりますか。	対象幼児となります。	
34	対象幼児(越境利用)	対象施設等として決定した施設等に他市町村に在住する幼児がいる場合で、その他市町村が事業を実施しない場合、他市町村の幼児も含めて事業を行うことは可能ですか。	他市町村に在住する幼児を対象幼児とすることは出来ません。	
35	対象幼児(利用日数)	対象幼児の要件として、「対象施設等が開所する概ね全ての日において、当該対象施設等を利用する幼児」とありますが、例えば利用契約上は週5日利用可能となっているものの、実際は週5日未満の利用であった幼児は対象幼児になりますか。	この要件は、「概ね」満たすべき基準であることから、その運用・適用に当たっては、地域の実情や施設等の運営実態等を踏まえつつ、各市町村が説明できる範囲である程度の幅を持たせることは可能です。 また、給付対象とする幼児は、利用契約上、対象施設等が開所する概ね全ての日において利用可能な者であれば足り、事後的な事情等により、実際の利用実績がそれを下回った幼児も給付対象として差支えありません。	
36	対象幼児(年齢)	届出対象の認可外保育施設の場合、市町村民税世帯非課税者でなければ、満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した子どもであって、保育の必要性のあるもの(施設等利用給付第2号認定子ども)のみが幼児教育・保育の無償化の対象であるため、本事業も満3歳以上ではなく、満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した幼児のみを対象幼児として取り扱うことは可能ですか。	市区町村独自の判断としてそのような取扱いとすることは可能です。 なお、本事業の対象幼児は、「保育の必要性の有無」で判断するのではなく、「無償化給付の受給状況等」で判断するので、国の事業としては、満3歳以上かつ満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある幼児であって、保育の必要性のある者も対象幼児から除外していないことに御留意ください。	
37	対象幼児(企業主導型保育事業の利用の有無)	対象幼児の要件として、企業主導型保育事業を利用していないことがありますが、事業を実施する市町村はそのことについてどのように把握すれば良いですか。	幼児が企業主導型保育事業を利用又は終了する場合、子ども・子育て支援法施行規則第28条の14に基づき、その幼児の保護者は居住市町村に対して利用又は終了の報告をする必要がありますので、当該担当部署と連携しながら利用の有無について把握するようお願いいたします。	



## 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業に関する自治体向けFAQ

【2021年2月26日版】 ※現時点の検討状況に基づき作成しているものであり、今後回答が変更され得るものです。

No.	事項	問	答	備考
38	対象費用	対象費用となる月額の利用料を対象施設等が前期・後期分など月単位を超える設定をしている場合、月額の利用料はどのように算定すればよいですか。	利用料の設定が月単位を超える場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定(10円未満端数切捨て)してください。	
39	給付金の算定(給付基準額)	給付基準額の基本額(過去3カ年の平均月額利用料と比較する前のもの)を月額2万円としている根拠は何ですか。	本事業の趣旨である地域における多様な集団活動を利用する保護者の経済的負担の軽減を図る観点から、幼児教育・保育の無償化の対象となっている認可施設(私立幼稚園の場合は月額2.57万円 など)との関係にも留意した上で、国の予算編成過程の中で設定されたものです。	
40	給付金の算定(給付基準額)	給付基準額を算定する際、対象施設等の過去3カ年の平均月額利用料を上限とするのはなぜですか。	本事業の目的が対象施設等を利用する保護者の経済的負担を図ることであること、対象施設等の事業形態や料金設定が様々であり、単一の給付基準額を設定することが適当ではないことなどを踏まえたものです。	
41	給付金の算定(給付基準額)	給付基準額を算定する際の過去3カ年の平均月額利用料は、毎年度算定することが必要ですか。	過去3カ年の平均月額利用料は、基準適合審査を通じ、本事業の対象施設等として決定した日の属する年度の前年度以前、過去3カ年で算定すれば足り、毎年度算定する必要はありません。	
42	給付金の算定(給付基準額)	対象施設等の過去3カ年の平均月額利用料を算定する際、対象施設等が年度の途中で料金を変更していた場合は、どのように算定すれば良いですか。	利用料金が年度途中で変更されている場合は、変更前後の期間(月数)も考慮した加重平均で算定してください。なお、十円未満の端数は切り捨てることとなります。	
43	給付金の算定(給付基準額)	対象施設等の過去3カ年の平均月額利用料を算定する際、対象施設等の開設期間が2年以下の場合はどのように算定すれば良いですか。また、新規に開設した施設等はどのように算定すれば良いですか。	開設期間が3年に満たない施設等については、当該施設等の開設時から申請時点までの期間(※年度途中に開設した施設は月数も考慮)で算定してください。 なお、新規に開設した施設等は、現在設定している月額利用料を用いることとなりますが、単に施設名を変更しただけで実態としては、従前から開設している施設等が継続している場合は、新規開設施設として取り扱うことのないよう御留意ください。  ※過年度の開設期間が1年3か月の施設の例(R3に基準適合審査) ・令和2年1月開設(利用料:月額18,000円) ・令和2年4月料金変更(利用料:月額20,000円) ⇒ (18,000円×3か月+20,000円×12か月)÷15か月 = 19,600円	
44	給付金の算定(給付基準額)	例えば満3歳児クラスのみ他の歳児クラスと利用料金が異なるなど、対象施設等の利用料金が歳児クラスによって異なる場合、給付基準額を算定する際の過去3カ年の平均月額利用料はどのように算定すれば良いですか。	各歳児クラスで利用料金が異なる場合は、対象となる学年数や幼児数などを考慮し、施設単位で標準的と考えられる利用料金により過去3カ年の平均月額利用料を算定してください。	

## 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業に関する自治体向けFAQ

【2021年2月26日版】※現時点の検討状況に基づき作成しているものであり、今後回答が変更され得るものです。

No.	事項	問	答	備考
45	給付金の算定(給付基準額)	給付金の一人当たり給付基準額を自治体独自で上乗せすることは可能ですか。	国で定める基準額は、国の交付金が補助対象とする基準額(上限額)であり、地域の実情等を踏まえ、例えば子育て支援を充実させる観点から、実際に事業を実施する市区町村が自治体独自の取組としてこの額を上回る基準額を設定することは可能です。	
46	給付金の算定(教材費)	対象施設等の保育料について、「教材費を含む。」旨の記載がある場合、その保育料全体を対象費用とすることは可能ですか。	教材費は経費の性格として利用料(保育料)に含まれ得るものと考えます。ただし、利用料とは別途徴収している場合は対象費用にはなりません。	
47	給付金の算定(給食費)	対象施設等の保育料について、「給食費を含む。」旨の記載がある場合、その保育料全体を対象費用とすることは可能ですか。	給食の食材料費は対象費用である利用料とは見なせません。このため、利用料について、「給食費を含む。」、「食材料費を含む。」等の記載がある場合は、利用料のうち食材料費を除外した分が対象費用となります。なお、食材料費の算出は事業者において行うことが基本となりますが、算出が困難な場合は、副食費に係る補足給付事業における便宜的な算出方法等も参考にして算出することも考えられます。	
48	給付金の算定(預かり保育・延長利用の利用料)	対象施設等が預かり保育や延長利用を実施していますが、別途、預かり保育料等を徴収するのではなく、全ての在籍者から同一の保育料を徴収している場合、その保育料全体を対象費用とすることは可能ですか。	可能です。	
49	給付金の算定(消費税)	施設等が利用者から徴収する利用料に消費税が含まれている場合、対象費用に含めることになりますか。	利用料に含まれる消費税は対象費用に含まれます。	
50	給付金の算定(日割り計算)	月の途中に対象幼児が入退所したり、転出入した場合は、給付金を日割り計算することが必要になりますか。	給付金の算定は幼児が対象施設等を利用した日の属する月の月初における在籍で算定することになり、月の途中に入退所等をした場合でも日割り計算の必要はありません。	
51	給付金の算定(長期間欠席幼児の扱い)	体調不良等により、結果的に1カ月以上対象施設等に登園・通所しなかった幼児に対しても、給付金を支給することは可能ですか。	当初から長期間の欠席を予定している場合ではなく、結果的に欠席している期間が1カ月以上となった場合は、対象施設等において当該園児の登園再開に備えて職員配置等を行っていると考えられることから、その期間における利用料を対象費用として差支えありません。	
52	給付金の算定(過年度支出)	年度末(2・3月頃)の利用に係る保護者からの給付金の支給申請や請求が翌年度の4月や5月にあった場合、出納整理期間に給付金の支給は出来ないと考えられますが、この場合は、翌年度予算で支給することは可能ですか。	給付金は、対象施設等を利用した年度の予算で執行することが原則ですが、利用者が請求を行うために一定の期間を要することから翌年度予算で支給したのも国の交付金の対象として認められます。	
53	給付金の算定(給付対象期間)	例えば、インターナショナルスクール等において、5歳児(年長)が秋頃から小学校に相当する学校段階の1年生となる場合、進学後から翌年の3月までの授業料は支給対象になりますか。	小学校(相当する学校段階を含む。)に進学後の授業料は支給対象とはなりません。	

## 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業に関する自治体向けFAQ

【2021年2月26日版】※現時点の検討状況に基づき作成しているものであり、今後回答が変更され得るものです。

No.	事項	問	答	備考
54	給付金の算定(給付対象期間)	市区町村において、年度の途中から事業を始めた場合であっても、当該年度の4月分の利用料から給付対象に含めることは出来ますか。	国の交付金は当該年度における市区町村の支出予算に対して補助を行います。市区町村の事業における給付対象期間は、各市区町村における現行事業や同一施設等に対する近隣他市町村の取扱い等も踏まえつつ、各市区町村において適切に御判断下さい。	
55	事務手続き(基準適合審査)	特定子ども子育て支援施設等の確認の際に、子ども・子育て支援法施行規則に定める基準を満たすことを確認している認可外保育施設の場合、基準適合審査を省略することは可能ですか。	既に特定子ども子育て支援施設等の確認を受けた施設であっても、原則として本事業を実施する市町村が基準適合審査を実施する必要があります。なお、事務簡素化の観点から、子ども・子育て支援法施行規則に定める基準を満たすことを確認済みであること等をもって、審査事務を簡略化することも考えられます。	
56	事務手続き(基準適合審査)	基準適合審査の申請に当たり、自治体の実情等によって地域や事業種別等を限定することは可能ですか。	対象施設等を決定する際の手続きとして、事業者からの基準適合審査の申請は必要となりますが、事業周知の方法等は各市町村の裁量に委ねられます。また、自治体が定める事業の実施要綱により、対象施設等の地域や事業種別を限定することは差支えありません。	
57	事務手続き(基準適合審査)	基準適合審査は書面による審査で足りますか。	書面による審査が基本と考えますが、必要に応じて、適宜、事業者から聞き取りを行ったり、現地による調査を行うようお願いします。	
58	事務手続き(基準適合審査)	対象施設等の基準適合審査や決定は毎年度行う必要がありますか。	既に対象施設等として決定した施設等について基準適合審査を毎年度行う必要はありません。なお、要綱に定める指導・監査を通じて、対象施設等が基準に適合していることを事業を実施する市町村が定期的に把握するよう努めてください。	
59	事務手続き(基準適合審査)	対象施設等基準適合審査申請書に開園曜日等を記載する欄がありますが、週によって開園曜日が変わったり(例:第3水曜日は休園など)、平日でも曜日によって開園時間が異なる場合はどのように記載すればよいですか。	例えば月の第3水曜日のみ休園の場合は、水曜日は「開園」としたり、通常は14時まで開園しているが、月曜のみ午前中までの開園の場合、平日の開園時間は「14時まで」とするなど、年間を通じて標準的と考えられる曜日等を記載することで差し支えありません。 なお、0～2歳と満3歳以降の子供で開園期間等が異なる場合は、満3歳以降の子供を対象として開園している期間等を記載してください。	
60	事務手続き(基準適合審査)	対象施設等基準適合審査申請書に添付書類が列挙されていますが、これらは全て徴取することが必要ですか。	該当するものについて徴取することで差し支えありません。	
61	事務手続き(基準適合審査)	対象施設等基準適合審査申請書に添付する書類のうち、該当するが施設で書類が無い場合はどのように対応すればよいですか。	該当する書類が無い場合、市町村において聞き取りや現地調査を行うことにより、対象施設等が基準を満たしていることを確認するようお願いします。	

## 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業に関する自治体向けFAQ

【2021年2月26日版】※現時点の検討状況に基づき作成しているものであり、今後回答が変更され得るものです。

No.	事項	問	答	備考
62	事務手続き(対象施設等の公示)	基準適合審査を経て対象施設等と決定した場合、自治体で公示することは必要ですか。	他市町村からの利用者に関する便宜や同事業を実施する他市町村との情報共有を考えた場合、公示することも一つの有効な手段と考えますが、国として必ずしも市町村による公示を求めるものではありません。	
63	事務手続き(月毎の在籍名簿)	月毎の在籍名簿は毎月、対象施設等から提出させる必要がありますか。	毎月在籍状況を把握する必要はありますが、事業者からの資料の提出頻度は、各市町村の支給決定・支給事務に必要な範囲で、適宜設定していただくことで差支えありません。	
64	事務手続き(月毎の在籍名簿)	子育てのための施設等利用給付の事務において事業者には領収証と提供証明書を兼ねた様式を使用させていますが、月毎の在籍名簿に代わってこの様式を対象施設等から提出させることも可能ですか。	幼児毎に対象施設等における月初の在籍状況が把握できるのであれば、特に様式等を指定するものではありません。	
65	事務手続き(領収証等の添付)	国が示す事務フローでは、支給申請の際に保護者から領収証等を添付させることが示されていますが、例えば口座振替の記録をもって領収証に代えるなど、添付書類は別の書類を指定することも可能ですか。	支給申請の際に必要な関係書類は、口座振替の記録など必ずしも領収証でなくても差支えありませんが、その金額に対象費用とは異なる経費が含まれている場合は、別途内訳がわかる書類の提出も必要となります。	
66	事務手続き(施設等を経由させる支給申請)	国が示す事務フローでは、支給申請は基本的に施設を経由させることになっていますが、保護者が直接市町村に行くことも可能ですか。	市町村における事務の簡素化や申請漏れ等を防ぐため、市町村から行う支給申請の依頼・お知らせを含め、保護者からの交付申請は施設等を経由させることが望ましいと考えておりますが、地域の実情や既存の事業における取扱い等を踏まえ、保護者から直接支給申請させることも可能です。	
67	事務手続き(給付金の代理受領)	給付金を保護者に支払うのではなく、対象施設等に代理受領させることは可能ですか。	給付金の支給は、事業を実施する市町村から対象幼児の保護者に対して直接支払うこととしており、施設等に代理受領させることは認められません。	
68	事務手続き(施設等を経由させる給付金の償還払い)	給付金を対象施設等に一旦受領させて、対象施設等から保護者に支払わせることは可能ですか。	給付金の支給は、保護者に対して直接支払うこととしており、預り金のような形で対象施設等を経由させることは認められません。	
69	事務手続き(給付金の支給頻度)	給付金の支給頻度に決まりはありますか。	国として定めるものではありませんが、本事業が償還払いであることや保護者の立替払いにかかる負担感等も考慮しつつ、市町村において適切な支給頻度を設定するようお願いします。	
70	子ども・子育て支援事業計画	本事業を実施する際には、あらかじめ市町村の子ども・子育て支援事業計画を変更しておく必要がありますか。また、都道府県の子ども・子育て支援事業計画も同様に変更が必要ですか。	現在の計画を変更する必要がある場合は、あらかじめ市町村子ども・子育て支援事業計画を変更することが望ましいと考えますが、変更が間に合わない場合は、できるだけ速やかに変更するようお願いします。 なお、子ども・子育て支援法や国の交付金要綱上は、都道府県が定める子ども・子育て支援事業計画に本事業を位置付けることまで求めています。既に策定済みの計画内容を踏まえ、変更する必要がある場合は、都道府県においてもできるだけ速やかに変更するようお願いします。	



## 地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業に関する自治体向けFAQ

【2021年2月26日版】※現時点の検討状況に基づき作成しているものであり、今後回答が変更され得るものです。

No.	事項	問	答	備考
71	国からの交付金(概算払い)	国からの交付金は概算払いされますか。	他の地域子ども・子育て支援事業と同様に、概算払いを行う方向で検討しています。	
72	国からの交付金(対象経費)	本事業の準備や執行に伴い必要となる事務費等は国の交付金の対象経費となりますか。	国の交付金の対象経費は、市町村が支給した給付金の金額のみであり、関連する経費であっても事務費や人件費等は対象とはなりません。	
73	対象施設等の指導・監査	ある認可外保育施設に対して、本事業に関する指導・監査と特定子ども・子育て支援施設等に関する指導・監査を実施する必要がある場合に合せて行うことは可能ですか。	可能です。その際は都道府県とも連携し、認可外保育施設に対する指導監督や立ち入り調査とも合同で行うよう努めてください。	
74	対象施設等の指導・監査	一つの対象施設等に対して近隣の複数市町村が事業を実施する場合、当該施設等の指導・監査はそれぞれの市町村が実施する必要がありますか。	同一の施設であっても、原則として事業を実施するそれぞれの市町村が指導・監査を実施する必要があります。 なお、事務簡素化の観点から、各市町村間の協議等により、合同で実施したり、施設等の所在市町村が実施した指導・監査内容を共有することも考えられます。	
75	対象施設等の指導・監査	本事業の対象施設等に対する指導・監査は具体的にどのように行えばよいですか。	指導・監査に関する具体的な方針、計画や手続き等に関することは、令和元年11月27日付けで通知でお示している「特定子ども・子育て支援施設等指導指針」や「特定子ども・子育て支援施設等監査指針」も参考にしつつ、事業を実施する市町村において定めていただくようお願いします。	
76	対象施設等の指導・監査	集団指導の定義として、国が示すモデル要綱では、「事業者を一定の場所に集めて、講習等の方法により指導を行うこと。」とありますが、本事業についても感染症対策としてオンラインで行うことは可能ですか。	可能です。なお、動画視聴やe-ラーニングといった配信方式により実施する場合には、事業者が受講したことを確認するために、受講報告書を提出させる等の対策が必要だと考えられます。	
77	事務手続き(文書保管)	対象施設等は給付金に関係する帳簿や書類を事業が終了した翌年度から5年間保管するとありますが、具体的にはどのような書類が該当しますか。	例えば、幼児の在籍状況が分かる学齢簿や出席簿、利用料の支払い状況が分かる収支簿や領収証の控えなどが考えられます。	